

平成17年11月2日 開 会

平成17年11月2日 閉 会

平成17年第3回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

1 1月2日(水曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	4
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	4
開 会(午前10時00分).....	5
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	5
日程第2 会期の決定について.....	5
日程第3 議第81号から日程第7 議第85号まで.....	5
平野市長提案説明.....	6
日程第8 質 疑(議第81号から議第85号まで).....	8
13番 寺町知正議員質疑.....	8
垣ヶ原総務部長答弁.....	8
13番 寺町知正議員質疑.....	9
垣ヶ原総務部長答弁.....	9
13番 寺町知正議員質疑.....	9
垣ヶ原総務部長答弁.....	10
13番 寺町知正議員質疑.....	10
垣ヶ原総務部長答弁.....	11
13番 寺町知正議員質疑.....	11
垣ヶ原総務部長答弁.....	12
13番 寺町知正議員質疑.....	12
平野市長答弁.....	13
22番 久保田 均議員質疑.....	13
垣ヶ原総務部長答弁.....	13
22番 久保田 均議員質疑.....	13
垣ヶ原総務部長答弁.....	13
15番 中田静枝議員質疑.....	14

平野市長答弁.....	14
4番 宮田軍作議員質疑.....	14
室戸教育次長答弁.....	14
4番 宮田軍作議員質疑.....	15
室戸教育次長答弁.....	15
13番 寺町知正議員質疑.....	15
室戸教育次長答弁.....	15
13番 寺町知正議員質疑.....	16
室戸教育次長答弁.....	16
13番 寺町知正議員質疑.....	16
室戸教育次長答弁.....	17
13番 寺町知正議員質疑.....	17
垣ヶ原総務部長答弁.....	17
13番 寺町知正議員質疑.....	18
垣ヶ原総務部長答弁.....	18
13番 寺町知正議員質疑.....	19
垣ヶ原総務部長答弁.....	19
22番 久保田 均議員質疑.....	19
室戸教育次長答弁.....	19
22番 久保田 均議員質疑.....	20
室戸教育次長答弁.....	20
日程第9 討 論（議第81号から議第85号まで）.....	21
13番 寺町知正議員反対討論.....	21
15番 中田静枝議員反対討論.....	22
日程第10 採 決（議第81号から議第85号まで）.....	23
閉 会（午前11時10分）.....	24
○会議録署名者.....	24

山県市議会臨時会会議録

第1号 11月2日(水曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成17年11月2日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について
- 日程第8 質 疑
- 議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について
- 日程第9 討 論
- 議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について

日程第10 採 決

- 議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について

日程第8 質 疑

議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）

議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について

日程第9 討 論

議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の

一部を改正する条例について

議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）

議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更につ
いて

日程第10 採 決

議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例について

議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）

議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更につ
いて

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役職務代理者 会計課長	遠山治彦君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉 部長	土井誠司君
産業経済 部長	松影康司君	基盤整備 部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	高橋信夫君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼 企画部次長	和田真吾君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
書記	堀達也		

午前10時00分開会

議長（小森英明君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達していますので、平成17年第3回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（小森英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、12番 横山善道君、14番 渡辺政勝君を指名します。

日程第2 会期の決定について

議長（小森英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、会期については本日1日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、会期については本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第81号から日程第7 議第85号まで

議長（小森英明君） 日程第3、議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第7、議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について、以上5議案を一括議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成17年第3回臨時会を招集しましたところ、御多忙の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、合併の目玉事業でございました地域情報化事業としてと防災行政無線が10月1日から本格的に稼働することとなりました。御案内のとおり、地域情報化事業につきましては、全市に光ファイバー網を敷設し、あわせて地上波デジタル放送へ対応したものでございます。これによりまして、テレビ難視聴地域の改善はもとより、有線テレビ局の自主放送によるコミュニティー情報の発信ができ、高速のインターネット接続環境の整備が整った次第でございます。また、IP電話を利用することもできるようになったわけでございます。

また、防災行政無線につきましては、同報系システムによる戸別受信機の貸与により、各御家庭等への迅速で正確な災害情報等の伝達が可能になったほか、市内110カ所に設置いたしました屋外拡声子局により、市役所内の親局との双方向の通信ができるようになりました。こうした情報インフラの整備は将来の市政発展の礎となり、安全なまちづくりのために寄与していくものと信じております。

また、10月2日に開催いたしました「ふるさと栗まつり」では、市内はもとより、近隣市町からも大勢の来場者がございまして、終日大変なにぎわしさを見ることができました。これらも、ひとえに議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力のたまものと感謝申し上げます。今後とも、山県市の発展のために全力を傾注してまいりる所存でございます。

さて、本日御提案いたしております議案は、条例案件3件、予算案件1件、契約案件1件の計5案件でございます。この概要につきまして順次御説明を申し上げます。

条例案件につきましては、いずれも本年の人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、国に準じた措置を講ずるための条例改正でございます。

資料ナンバー1、議第81号の山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び資料ナンバー2、議第82号の山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも本年12月の期末手当の支給率を100分の5引き上げて年間100分の44とするもので、平成18年度以降の分につきましては、今回の改正で引き上げる100分の5を6月期と12月期に均等に再配分するための改正でございます。

次に、資料ナンバー3、議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第1条において行政職給料表を0.3%引き下げ、扶養手当のうち配

偶者に係る手当額を500円引き下げて月額1万3,000円にするとともに、期末勤勉手当のうち勤勉手当の支給率を100分の5引き上げて、期末勤勉手当の支給率を年間100分の445とするものでございます。

また、今年度の給与改定における4月から11月までのマイナス改定分につきましては、12月期の期末手当において調整することとした特別措置を附則第5項で規定したところでございます。

第2条につきましては、本年12月分で100分の5引き上げる勤勉手当を平成18年度以降は6月期と12月期に均等に再配分するための改正でございます。

続きまして、資料ナンバー4、議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,633万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を140億116万5,000円とするものでございます。今回は、人事院勧告に準ずる給与等の条例改正及びアスベスト対策等緊急性を伴う事業実施のための補正を行うものでございまして、給与等人件費の内容につきましては、末尾に添付してございます補正予算給与費明細書のとおりでございます。

そのほかの補正につきましては、款別に以下順次御説明を申し上げます。

まず、総務費につきましては、公共施設の第1次アスベスト調査の結果を踏まえ、さらに詳細な調査が必要な30施設の成分分析調査等を行うための委託費705万6,000円を追加補正するものでございます。

また、農林水産業費につきましては、大桑地内の金坂地区でかんがい用の可倒式堰の改修工事が県単独土地改良事業に採択され、4カ月程度の工事期間を要することと来春の田植えに支障を来さないためにも、今回、工事請負費等1,289万円を追加補正するものでございます。

次に、教育費につきましては、高富中学校校舎の解体に伴い、アスベスト除去工事費2,054万2,000円を追加補正するものでございます。

これらの必要財源といたしましては、農林水産業費の金坂地区かんがい排水工事に県補助金515万6,000円を、また分担金128万9,000円を充て、その他の財源につきましては繰越金1,989万3,000円を充当いたしております。

次に、資料ナンバー5、高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更につきましては、平成16年度第3回臨時会において議決をいただいておりますが、旧校舎の解体に伴い、アスベスト除去工事費を追加する必要があるため、当初請負契約金額に2,054万1,150円を追加し、請負契約金額を17億54万1,150円に変更しようとするものでございます。

以上、本臨時会に提案しました議案につきましては、いずれも12月定例会まで待つことができないというものばかりでございます。十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

日程第8 質疑

議長（小森英明君） 日程第8、これより議第81号から議第85号までの質疑を行います。発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、先ほど、私、会期のきょう1日に反対したのは、非常に給与関係等で重要な議案が突然出てきて、それをその日に即決したいというのはとても信じられないという意味で反対しました。

それで、まず資料の1、2、3、この基本となるのは今の提案説明で、市長から人事院勧告に基づくというふうな説明がありましたので、まず資料3、議第83号の職員の給与に関する条例についてお尋ねします。答弁者は総務部長ですかね。

まず、扶養手当を500円下げるわけですね。この対象者数とか年間でどれぐらいの額が市の財政に減額という形で反映されるのかということですね。それから、勤勉手当については100分の445になるという説明がありましたけど、要点は5%を引き上げる、それから来年から6月、12月に振り分けるというふうに今理解しましたけれども、勤勉手当に関しては5%年間で増えるということによって財政にどういう影響が出るのかということですね。

それから、もう一点、給料表そのものについては0.3%引き下げたという説明でしたけど、0.3%引き下げたということは、市の職員、この給与表の対象者の合計額が全体で見ると年間で0.3%、いわゆる給与費としての支出が減ると単純に理解していいのかどうかというところを説明してください。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 扶養手当の500円引き下げる人数と金額ということでございますが、人数の方はちょっとわかりませんが、金額は補正予算第5号の一番末尾に給与費明細書がつけてございますので、そこの21ページをあけていただきたいと思うわけでございますが、資料4番の21ページでございます。

扶養手当は、補正前、補正後、同じになっていますが、ここ、扶養者が増えたり減っ

たりするものですから、あえて今回の補正は除かせていただきました。補正前額どおりということでございます。

どのぐらいの人数でということはちょっと調べてございませんので、もしその数が必要だということであれば、また後から答えさせていただきます。

勤勉手当の100分の5、影響でございますが、これは先ほど申しましたように、21ページの期末勤勉で出ておまして、302万6,000円、当初予算よりも低くなるということでございますが、この金額は全額100分の5に絡むものばかりではございません。多少扶養家族の分なんかも入ってきますので、数字的には全額ではございませんが、このぐらいの影響があるというふうに御理解をいただきたいと思えます。

給料表の0.3%につきましては、今回の22ページに、給与改定に伴う増減分で187万2,000円という数字が出ておりますが、これが影響額でございます。給与表全体がどの階級をとっても大体0.3%の減額、新旧対照表で見させていただきますとわかりますが、そのようなふうになっております。

先ほどの扶養手当の減は、159万5,000円、今度は減になるということでございますので、これは、また来年もこのぐらいの影響が出てくるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、当初市長の説明に人事院勧告に準じたということですが、今の率とか数字、どの部分が人事院勧告にどういうふうに準じているのか、あるいは準じていないところがあれば、そこを説明してください。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 人事院勧告に準じるというのは、すべて準じておまして、扶養手当の1万3,500円、配偶者の扶養手当1万3,500円を1万3,000円に減ずると、500円の減でございますね。給料表も全部つくり直しといいますか、あれがありまして、新旧対照表を見させていただきますとわかりますとおり、どの階級も大体0.3%、高いところはさらに高く、安いところはさらに安くということじゃございませんので、今回の条例改正は0.3%を基準に全階級ともそのようになっております。

勤勉手当は、一般の企業と比べて0.05カ月分少ないから上げなさいよということでございますので、この3つが人事院勧告に伴うところの今度の給与改正でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再々質問ですけど、人事院勧告に準じたと、山県はそうだということですが、それでは、全国を見てどうなんでしょう。すべての自治体、

あるいはほとんどの自治体が、時期はこの臨時会があるところ、あるいは12月にするところがあると思うんですけど、基本的に人事院勧告に準ずるとというのが自治体の基本線なのか、あるいはかなりばらつきがあり、山県は準じた方向なのか準じないところもあるのかというところ。

それから、もう一点ですけれども、4月にさかのぼって適用と、今回減額で、このさかのぼりは増額のときもいつもさかのぼられるわけですが、さかのぼるという支給の仕方、これをするのは他の自治体ではどうなんですか。山県はいつもさかのぼるというふうにしていますけれども、さかのぼるというやり方をしないところがあるのか。それは多数なのか少数なのかというところですね。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 全国的にどうなのかということは、調べたことはございません。ですが、近隣の市町村、市町であれしますと、まだ給与のあれで臨時会を開いてというところは、山県市が一番初めてのようでございます。これはほかのこともありましたので今回の臨時議会にということでございますが、施行日が12月1日になっておりますので、12月1日前に必ずやりなさいということと、やる場合には専決処分じゃなくしてちゃんと議会を通しなさいと。給与という性質上、そういう御指導をいただいておりますので、そのようにさせていただいたんですが、山県市の近隣の市町で、担当者同士で話をして、どういう形になっていくんですかということでお問い合わせをしたわけでございますが、美濃市は0.05カ月のものは今回のあれではやらないというようなことの予想をしておるようでございますので、そのほかは全部この人事院勧告どおりのあれで、私のところがやりましたのと同じ形でのことをやる予定だということでございます。

それから、遡及でございますけれども、給料等がかつてずっと上がってきまして、そういう場合には遡及適用をさせていただいたんですけども、今回の場合は、施行日は12月1日になっておるわけなんですね。それで、遡及という形はないわけなんですけれども、給与格差で民間よりも公務員が高いという部分の4月から11月までの分、それは期末手当で調整しなさいということになっておりますので、そのような方法でやらさせていただきますと思います。あえて、給料の0.3%下がった分を12月に支給する給料で調整するのではなくして、期末手当で調整をするということで、減額の場合の遡及というのとはなじまないということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 遡及というのは私が勘違いしていましたね。今回は遡及はないということですね。わかりました。

質問を変えますけど、今の人事院勧告に基づく一般職、基本的な職員の給与の改定が前提になって、資料1、いわば議員ですね。それから、常勤の市長などの特別職についての資料2の議題が出ているということですね。

そこで、これは総務部長にお聞きしますけど、まず81号、議員の方ですね。これは、基本的な理解として、やはり5%上げる、それから来年度からは6、12というふうに2.5%に分けると。職員と同じパターンですね。ということで、トータル5%引き上げるという理解でいいのかどうか。同じく市長や助役など常勤の特別職、これも全く同じパターンと理解していいのかどうかお尋ねします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例と、それから常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部は、これは一般職に準じるわけですが、どこもそのようにやっておられると思います。確認をしたわけではございませんが、そのような形で今までずっと条例改正もなされてきておりますので、特別取り上げて問題にすることではないと思っております。

それから、先ほど申し上げました遡及適用でございますけども、一般職の場合には、4月から11月までの給料の減額分を期末手当で調整するというところでございますので、そのことが、遡及ということであれば遡及ということでございますし、遡及という言葉がさかのぼってということになってきますが、それをどういうふうにするかということとは、どちらが正しいかわかりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の後ろの方から。まず、遡及という言葉を使うかどうかはともかく、職員については今の説明のとおり4月から10月まで一応給与表が変わるということで減額になる。それは、減額は返してもらわなくても、ボーナスの中で調整しますよという説明と理解していいかどうかということですね。

それで、議員や市長など特別職については、人事院勧告に準じた、職員の方に準じたという理解でいいわけですが、そのときに、まず、全国どこも同じようだと、そういう説明でしたが、確認はしていないけども、確信があるだろうというふうに受け取ります。じゃ、市の報酬審議会は通ったんでしょうかね。報酬審議会の意見はどうだったのか。諮ったかどうかも含めてということ。

それから、職員の場合は減るから一般的に遡及がないということも私は理解するんですが、議員と市長などについては丸々上がるわけですね。基礎額が変わらないわけだから上がる。単純な引き上げですね。これについては遡及するのかわからないのかということ

ですね。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 報酬審議会条例がございまして、議会議員の報酬の額並びに市長、助役、収入役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くということでございますので、期末手当等は審議会を開くあれから除かれておるといふふうに理解をしております。

議員さんと特別職の場合は、報酬で額が決まっておりますので、一般職は0.3%の減をやるわけでございますが、議員さんとか、あるいは市長、助役、収入役のあれは、その辺のところの減額がないわけでございますので、期末手当へはね返るといふ分もございません。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 減額じゃなくて、4月に遡及するかということですが、遡及しないんですよね。

それで、市長にお聞きしたいんですけど、今のような説明をお聞きしてて、議場の皆さんもわかったと思うんですね。職員については全体に下がるということで、これをどうするかという考え方、これはやっぱり国の基本的な今の評価の仕方があって、民間との格差も調整するというので、だれしも納得できるんだと思うんですよ、今どき。それに対して、基礎額が全く変わっていない議員、市長、助役、このポストについて人事院勧告の影響を受けていない。基礎額を下げるならともかくですよ。例えば0.3%下げるなら引き上げ部分があってもいいと思うんです、100分の5がね。だけど、基礎額は変えないのに上げる分だけは人事院勧告に準じて上げますと、これはだれが見ても納得できないと思うんですよ。

これ、市長の提案ですから、議会が提案したわけじゃないですから、これは市長判断だと。総務部長は全国そうだと言いつつたけど、先ほどの人事院勧告に対する反応でも、美濃市は0.5上げない方向という、それぐらいの裁量や融通があるのに、なぜ議員や市長が基礎額が変わらないのに100分の5引き上げるというのを市長が提案するのか。市長が提案しなければ、そのままいいじゃないですか。そこが私は全く納得できない。ですから、会期が足りないと思う理由でもあるんですけども。市長が提案するから変な話になるだけで、山県市は、議員と市長、常勤の特別職は、基礎額は変わらないんだから今のままでいいと。審議会にかければ当然そういう判断が出るはずですよ。条例の対象じゃなくても審議会に諮るべき事項だというのは明らかだと思うんですね。なぜこんなの

を提案したのか。市長の考え、自分の所得が増えるわけですからね。減るんなら、そりゃ、つらい提案をされたら納得しますけど、増えることを堂々とされて、だれが納得できるのか。そのあたりの理由、それからしなければならぬ理由があるなら理由、なければ、あなたの判断でした理由を説明していただきたい。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

寺町議員の言われることも、私、わからんわけではございません。ただ、国家公務員の給与勧告がございまして、その勧告どおりということで、そういった県からの指導もございまして、そう扱ったわけがございまして、議員並びに特別職の職員の報酬、給与につきましては、先ほどお話が出ましたような審査会を開いて決定していくということが必要でございますので、そういった時期にはそういった点も十分考慮していきたいと思いますが、今回につきましては人事院勧告どおり、国、県の指導に基づいて実施したということでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 質疑はありますか。

久保田 均君。

22番(久保田 均君) 一般会計の補正予算ですが、11ページ、民生費の減額585万8,000円。これは、今、保育士の募集をしておりますね。それと何か関係があるのかな、この減額というのは。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 一番末尾についております給与費明細書のあれでございますが、22ページをお開きいただきたいと思いますが、ここで育児休業による増減分で97万9,000円減してあるわけがございまして、現在の育休者11名ございまして、保母さんたちが比較的若いお年なんでございまして、そういう方で出産されたことによる育児休暇の分が多くを占めておるといふふうに御理解いただきたいと思っております。

議長（小森英明君） 久保田 均君。

22番(久保田 均君) 総務部長、だから、今、保育士を募集しているのと、この減額が関係があるのかと聞いておるんです。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） はい、そのとおりでございます。

議長（小森英明君） ほかにございせんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 議第81号、82号、83号の関係なんですけれども、行財政改革、行財政改革と言って、いろんなところを削るということを次々と計画を立て、実施もしておられるわけなんですけれど、81号と82号の議員及び常勤特別職の期末手当にかかわる引き上げについては、そういったことから見ても、よその自治体がいいろいろそれぞれに努力して、まず特別職や議員の報酬引き下げ、またはそういった手当の引き下げということ、それをまず先に実施をして、そして市民の理解を得ていくというような方法をとっている自治体が結構あるということを聞いているわけなんですけども、そういった点での検討というのは、この条例の改正案を出されるに当たりまして、そこら辺の検討というのはされたんでしょうかね。

市長に質問いたします。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

そういう点につきまして十分検討はいたしました。報酬審議会等もなるべく早い機会に開く必要があるかということも考えておりますが、そんな中で十分検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（小森英明君） ほかにございませんか。

宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 議第85号のことについてお尋ねしますが、提案説明の中には中学校の旧校舎解体に伴うアスベスト除去工事費の追加が必要となったためというだけで何もわからないよ。例えば、どういうことだからどうだということ、これは議員として知る必要もあると思うし、その説明をお願いしたい。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 今回の補正的な補正をお願いしている財源の問題、それから、今、御質問のそれに伴います契約変更の内容でございますが、さきの専決処分におきまして、私ども、高富中学校の校舎解体に伴いますアスベストの含有調査ということでお認めをいただきまして進めてまいりました。その結果、現在の校舎でございますが、東舎並びに西舎、それから給食棟という構成になっておりまして、調査の結果、東舎におきましてはアスベストを含有せずという結果をいただきました。それから、給食棟につきましては0.2%のクリソタイルの含有ということで調査結果を受けました。それから、西舎の機械室でございますが、これが2.1%の含有ということで、いずれもクリソタイルというものが含有してあるという結果をいただきました。それから、西舎の教室のはり及び階段でございますが、これにおきましては2.3%の含有ということで結果をいただき

ました。

御承知のように、本年の7月に石綿障害の予防規則等も新たに設置もされましたし、それに伴いまして、労働安全衛生法、それから大気汚染防止法等のそれぞれ法律も、この問題を含みまして、非常に厳しい対応をしてくださいという決定がなされまして、今申し上げたような含有がありということの対応を今回させていただいたということでございます。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） こういう説明を聞いて実態がわかってくるわけではありますが、それで、そういうものに対する住民への配慮といいますかね、そういうものはなされているのかということ。

それから、話によると、基準が来年の1月からは現在の1%という基準をはるかに厳しくなって、0.1でもそういう対応をしなければならないというような方向に向いているという話を聞いておりますが、そういうことに対する当局の考えをお聞きしたいと思います。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 地元の説明会につきましては、10月13日に地元自治会長さん、それから建物の近くのお住まいの方を対象に御説明をさせていただきましたし、10月20日につきましては、それぞれの地元自治会の住民の皆様全体を対象に説明会をさせていただきました。この折には25名の出席をいただいております。

それから、今お話がございましたように、将来に向かって非常に厳しくなるということでございますが、現在の法的な解釈は含有1%以上がアスベストであるという解釈に立っておろうかと思えます。先ほど御回答を申し上げましたように、給食棟が0.2%でございますが、これにつきましても、今御指摘のような概念に基づきまして作業工程は私の方も対処したいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の中学校の件ですけれども、まず、実際の工事の期間、実際にですよ、もうほぼめどが立っていると思うんですけど、実際に除去工事をする期間、それから、どういった除去方法をとるのかというその方法、まずそこをお聞きしたいと思います。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 全体の作業につきましては11月中旬からということを考えて

おります。それで、今、御質問の石綿の部分につきましては、今の工程表の中では11月14日から12月10日にかけてその作業工程に組み込まれております。それで、作業の対応の方法でございますが、その面積にアスベストの含有してある場所につきましてはビニールシート等で囲います。それから、作業者の安全ということもございますので、当然規定の防護服を着てやっていただく。それから、その囲った中の気圧といいますが、外の外圧との関係の中での作業内の方の圧を下げるといふ負圧装置等をつけて、十分飛散がないように対処して、法にのっとった作業手順を行うということでございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 除去後のものはどういった処分施設でどういった処分方法なのかということですね。それから、今、面積という言葉がありましたけど、今回、パーセントが幾つか示されましたが、対象面積あるいは想定量はどれぐらいなのかということですね。そこをお願いします。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 解体しましたこの部分につきましては特別管理廃棄物ということございまして、県内には処理施設がございません。業者に確認をいたしましたら、今のところ愛知県の方で処分をしたいというふうに回答をいただいております。

それから、全体のいわゆるビニール等で養生する部分でございますが、西舎が8,452平米、約8,500平米でございます。それから、食堂の部分が1,514平米を養生して作業にかかりたいというふうでございます。それから、全体の搬出量でございますが、当然ビニール等も、あとの廃棄につきましては特別管理廃棄物ということになりますので、全体的な正確な数字は今承知いたしておりませんが、先ほど申し上げました石綿関連の撤去に係る排出のトラックの量からいきますと、4トン車で1日約2、3台であるというふうに承っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の1日4トン車で2、3台というところまでわかっている状況で、期間が11月14日から12月10日までということ、どういう掛け算をして4トン車でのいので全部で何台になるのかということと、それから、先ほど宮田議員も来年から厳しくなる、ゼロになる基準が変わるわけですが、これに照らして、今回のことで高富中学校のこれに関してはゼロになるということ、施設内すべてゼロになるというふうに考えていいのかどうかということですね。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 量のことでございますが、今申し上げましたように、トラック4トン車で1日約2ないし3台というふうに想定をしておりますが、これをとって、純粹に暴露した下等に敷きましたビニール、そういったものもかかわってまいりますので、正確に何キログラムであるということはちょっと御答弁ができませんが、このトラックの量からいって、これを日数で掛け合わせた、あるいはその作業工程の中で、当然休みの日もございますので、そういったものを差し引いた部分の量が予想されるというふうに思っております。

それから、現在の校舎の解体の後には当然にアスベストはないというふうに理解をしております。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 質問を変えますが、今の量についての答弁は、それでは余りにも抽象的過ぎるし、不確定ですので、2台から3台とまでわかっているなら、日数が、休日は何日なのかとか計算して、後でいいですから、数をよく調べていただきたいなと思います。

では、質問を変えますけど、この補正の中で、もう一つ、アスベストの調査委託料というのが財産管理費であります。これは総務部長かと思えますけど、多分きょうの議案の資料にある30の施設が、これがその予算の対象という理解でいいのでしょうかということ。裏返しとして、9月以来、調査をされて、山県市の公共施設に関しては、これ以外はないという確信を持っていいのかどうか、あるいはまだ調査中もあるのかどうかということですね。

それから、学校のことは今のこととして、既に市が対応方針を決めているものがこの中、あるいはこれ以外にあるのかどうか。非常にこれは住民として気になるところです。そのあたりの説明をお願いします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） お手元に資料として配付させていただきましたアスベスト定性・定量分析調査空気濃度測定調査該当施設一覧というのを配付させていただいたんですが、これがすべてでございます。

それで、ちょっと訂正をお願いしたいんですが、74番、歴史民族資料館の族という字が、にんべんに谷の俗が正当のようでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それで、第1次ということで82施設158カ所のものを図面、あるいは目視によって調査していただき、出てきたものがこの30施設でございますので、公共施設、取りこぼしがあれば全部やったということでございます。それぞれの各部署から出していただいた

施設において実施したわけでございますので、そのように御理解をいただきたいと思
います。よろしゅうございますか。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、これで調査をするに当たって、先ほど教育委員会の
ところでもお聞きしました。来年からゼロになるとすると、そのゼロ対応の調査、分析
をされるのかどうかというところですね。そうじゃないと、来年、この調査結果を生か
せないということも十分あり得ると考えるんです。そのあたりのどういう調査を厳密に
やるのかというところですね。ゼロまでの確認をするのかどうか。それから、じゃ、こ
こでそれなりの明確な数字が出てきたとして、それはいつごろどのように対応するとい
う方針を持っているのかどうかというところですね。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 添付させてもらった資料の下の方を見ていただきたいと思
いますが、定性分析アスベストの有無を調査、これがまず第一にありまして、そこでア
スベストの有りとということにつきまして、その下の含有率の調査をしようというこ
とでございます。その含有率が1%を超えてということになっていきますので、それに該当
するものを空気濃度測定するという計画でございまして、この予算につきましては全部
できるような形での予算計上をさせていただきましたが、定性分析の有無の段階で全く
アスベストは含まれていないということがわかったものにつきましては、それ以降の検
査をする必要はないと思っておりますので、そういうのが出てくれば予算は余るというこ
とになるかと思っております。

それから、対応策でございますが、ここで、アスベストで1リットルの空気中に10本
以上という1つの基準量があるわけでございますけども、そこで、どういう数字が出て
くるかということも検討しなければならんと思っておりますけれども、アスベストがそ
こにあるから問題ではなくして、それが空気中なんかに拡散して人体へ入ることによる
健康被害ということでございますので、それを基本に置きながら、調査していただいた
方にもちょっとお話を申し上げたんですが、あくまで基準でございますので、10本以上
あれば危険だけでも、なぜ9本はいいのかというようなことも出てこようかと思
いますので、その調査をして、どの辺の数が多いのか。例えば1本か2本のものがほとん
どでして、あとわずかなものが9本のところに1検体あったとか、いろんなことがあ
ると思っておりますが、臨機応変に対応をしていきたいと思っております。

原則は、1リットル中に10本以上ということの基本にしながら、多少余裕を持った対
処の仕方をしたいと思っておりますし、その後は施設の整備計画を立てて、人の出入り

が多いところとか、その優先順位を決めまして手を打たなければならんというふうに思っております。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の資料の下の方の説明ですけど、まず有無の調査をして、あったら含有率ですね。今の答えでは、1%以上の場合に空気濃度測定というふうだったんですけども、先ほどの来年からゼロになるという立場、それから現状が飛散しやすい状態にあるかそうでないかによっても全く違うわけですね。含有率のパーセントじゃなくて状況により。ですから、含有が確認されたら1%以上についてというのではなくて、含有ありとなったら1%以下の数字であっても空気の濃度は測定すべきではないかと、それが普通の考えだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） そのような形で対応したいと思っております。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

久保田 均君。

22番（久保田 均君） 今の中学校の解体でいろいろ出ておりますので、議第85号に関連をして1つ教育次長に伺います。

説明会を開かれましたが、その晩、要するに近辺の人たちが、説明会は給食棟でやられたと思います。その給食棟を御存じのない方もあったわけですよ、あの近辺に。しかも、あのグラウンドは暗い。入っていこうと思ったら立入禁止が立ててある。職員の誘導もない。全くの暗がり。大分帰られた人がおりますが、この説明会には次長も出たのか、あるいはどういう形で、例えば職員は誘導したのか、明かりでもつけてわかるようにしておったのか、その辺をちょっと説明していただきたい。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 今、御指摘の御意見が開催をしました折に冒頭に出ました。それで、大変申し訳ないということでお断りをしたわけですが、実は給食棟そのものを会場にしたということにつきましては、先ほど御報告申し上げましたように、給食棟のいわゆる天井、そこにアスベストがあるということもありまして、その会場をさせていただきます。

今、おっしゃられますように、私ども、私以下課長、それから担当職員が出ましたし、それから工事関係者も出席をしてもらいました。それで、現在工事中でもございますので、それぞれさく等がありまして、わかりにくいという御指摘もありまして、大変申し訳なくて、その場でも私どもの不手際をわびたわけでございますが、事実そういうこ

とはございました。今後は、そういった点につきましては非常に注意を払ってやっていきたいというふうに思いますが、給食棟、一番奥の会場でわかりにくいという御指摘につきましては、そこにアスベストがあるということも含めまして、その大勢の方を対象にした会場ということで選ばさせていただきました。

議長（小森英明君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 会場は私も理解をします。確かにたくさん使っている場所で、ここが使っているんですということ、この説明は非常にいいと思うんですが、ただ、先ほども言いましたように、あのグラウンドそのものが暗くて、給食棟へ私らでも歩こうと思っても大変暗い。しかも、工事中、今おっしゃったように。そこに案内もなかったということなんでしょう。次長は課長以下おったと言われますが、それは給食棟におっただけで、近辺の人たちが行こうとする途中には何にも案内がないということでしょう。会場だけで待っておって、次長、本当に人が来ると思われますかな。やっぱりもうちょっと誠心誠意皆さんに、いわゆる危険性があるから取り除く、しかも、その作業に今も二千万もかける。そのこと自体を重視したら、説明会そのものにもうちょっと力を入れて真剣に皆さんに来てくださいという、こういうスタイルでやっぱり招かないのかな。これは、今後でも、恐らく、こういう説明会も開かれていくと思いますが、もうちょっと神経を使い、住民のためによく聞いてもらえるような説明会を開いてもらうようお願いをしておきます。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） そういった住民の皆さんの御意見もその折に十分いただきましたので、今後、議員御指摘のように、十分注意して、そういう折には考えてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、議第81号から議第85号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第81号から議第85号までは、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、議第81号から議第85号までは委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、議第81号から議第85号までは委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第9 討論

議長（小森英明君） 日程第9、これより議第81号から議第85号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、議第81号、82号、84号に反対する立場で討論いたします。

まず、議第81号は、議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例ということで、これはならして言えば、年間5%の期末手当を引き上げることとあります。これのもとが人事院勧告に基づく一般の職員の給与に関する条例と、これを改正する。その次の作業、しかも、市長の説明では、国、県の指導もあって、議員や常勤の特別職についても上げるようにという指導があったと。それに従う趣旨ということの説明がありましたが、全く法令の定めでもない。人事院の勧告に従うこともそうですが、これは社会の流れとして一般の職員の方を変えていくわけですね。それに対して何ら法令の定めもない、人事院からも議会議員も首長も三役を上げなさいと、倣いなさいというのも何もないのに、単なる行政機関の国、県の話を受けて市長が提案する、これは全く根拠がない。それから、今の財政事情が厳しいという中でも当然受け入れられない。そういう意味で、私は、この議会議員の一人として、自らの基本額が下げられるならまだ考える余地はあるとしても何ら変わらない。しかし、職員は下がっている。こういう逆の現象があるということは、言葉を変えれば、便乗値上げと言われても仕方ないんですよ。という意味で、私は、81号、これは反対いたします。

それから、82号についても、市長、助役の期末手当、これを5%上げると。これ、議員と全く一緒ですね。国、県の指導ということですが、何ら根拠がない。しかも、自治体にとって財源を圧迫するだけであって、必要性もないという意味で、市長が自らの財布を潤す提案をする、これは全く納得できない。しかも、報酬審議会も意見を聞いていない。そういう意味でも、客観性もないという意味で私は賛成はできません。職員については、今の時代、下げることはいいと思います。

もう一点ですが、補正予算についても、中学校あるいは公共施設のアスベストの調査、これは当然必要だという意味で賛成したいところですが、今、反対した私たちの議会、

あるいは市長たちの手当の関係、これが予算書にも明らかに出ています。職員は全部減額になっている。最終的に減額です。それに対して、議会費、それから秘書課のところの市長、助役、ここも増額になってくると。まさに、こういう予算、全く賛成できないですね。他の部分、アスベストのことがあるから賛成したいのはやまやまですけれども、便乗値上げと見るしかない部分、これを理由に補正予算に反対いたします。

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 反対討論はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、議第81号、82号、83号、そして84号、この4件について反対討論をいたします。

一般職についての人事院勧告による給与の一律の引き下げということにつきまして、公務員の給与というのは、ここのところずっと引き下げが行われてまいりまして、非常に職員自身の人生設計なんかも狂ってくるのではないかなということが心配をされる状況であります。公務員の給料というのは、この後、結局は民間の給料にも、さらなる引き下げにも影響を及ぼすというふうなことも危惧をされるわけであります。そういうことでありまして、私は特に高すぎる山梨市の一般職の給与というふうには考えませんで、やっぱりしっかりと市民の福祉や暮らし、環境、安全などを守るために一人一人しっかりと働いていただきたいというふうに思うわけです。そして、この期末手当の引き上げの分につきましては、給料の引き下げに少し、それだけではということにとりなすような形での引き上げだというふうに思うわけであります。

そして、議員または常勤の特別職の期末手当の引き上げにつきましては、先ほども他の議員の反対討論の中にありましたように、十分な検討を私はされていないんじゃないかというふうに、市長の御答弁をいただきましたけれども、十分理解できるような御答弁ではありませんでした。全く私たち、ここにいる執行部側、そして議員側、こちらの両方がそれぞれの収入増につながるような条例を提案し、それに手をたたいて、手を挙げて賛成をして、そして自分たちで決めていくというお手盛りの引き上げだというふうに思いますし、そして便乗の引き上げだというふうに判断せざるを得ません。もっと慎重な議案の提案をお願いしたいと執行部側には思います。

そのようなことから、この条例の改正の関係の3件について反対いたしますし、そして一般会計の補正予算につきましては、ただいまの3つの条例にかかわっての補正予算の部分について特に反対ということで、賛成をすることができません。

以上です。

議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、議第81号から議第85号までの討論を終結いたします。

日程第10 採決

議長（小森英明君） 日程第10、ただいまから採決を行います。

議第81号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第82号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第83号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第84号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第5号）。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議第85号 高富中学校校舎改築事業 建築主体工事請負契約の変更について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議長（小森英明君） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じ、平成17年第3回山県市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時10分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 小 森 英 明

12 番 議 員 横 山 善 道

14 番 議 員 渡 辺 政 勝